

「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン（第2回）」
（新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族の支援活動）
福島県共同募金会 助成要領

社会福祉法人 福島県共同募金会

1 趣 旨

令和2年4月7日に、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出され、4月16日には対象が全都道府県に拡大されました。学校の臨時休校や感染防止のためのテレワーク対応等により、子どもと家族を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、社会的孤立に起因する課題はより深刻化しました。

このような状況に対し、福島県共同募金会では、中央共同募金会、全国の都道府県共同募金会と協働し令和2年6月に「赤い羽根子どもと家族の緊急支援全国キャンペーン」を行い、コロナ禍における福祉活動を支援してまいりました。お寄せいただいたご寄付により、お弁当のテイクアウトやデリバリーを通じた子ども・保護者の見守り活動、オンラインを通じた学習支援活動、衛生に配慮して実施する子ども食堂などの活動を応援することができました。感染拡大防止のために様々な制限を受ける中ではありますが、地域福祉の現場の創意工夫により、これまで築いてきた「つながり」をあきらめないための取り組みが多数展開されています。

孤立した子育て、家庭内暴力の深刻化、ひとり親家庭や困窮世帯の生活などの課題が新型コロナウイルスの影響によりクローズアップされていますが、これらは感染拡大により突如現れたものではなく、以前から社会が抱えてきた課題です。このような課題に取り組むNPOやボランティアによる活動は県内でも多数展開されていますが、多くの団体が資金面に課題を抱えています。衛生に配慮しながらもこうした社会的孤立解消に取り組む活動を長期的な視点で支えていくことが求められています。

そこで、コロナ禍においても地域福祉の現場で大切にされてきた「つながり」を途絶えさせず、感染症の影響で浮き彫りとなった子どもや家族を取り巻く課題に取り組む活動を支えることを目的に本助成事業を実施します。

2 実施主体

社会福祉法人福島県共同募金会

3 助成対象となる団体

- (1) ～ (6) の要件をすべて満たすこと
- (1) 地域において子どもや保護者に対する支援活動を行う民間非営利団体
- (2) 3名以上の構成員からなる団体であること
- (3) 福島県に所在する団体で、助成を受けて活動を行えるしくみや体制をもっていること
- (4) 団体名義の口座を開設していること
- (5) 団体の目的・活動内容が、政治・宗教に関わりがないこと
- (6) 暴力団をはじめとする反社会的勢力と関わりがないこと

4 助成対象となる活動

(1) 感染症拡大に伴う影響をうけ、社会的に孤立することが懸念される子どもや保護者を支援することを目的に行われる活動を対象とします。

【活動例】

- ・子ども・若者が安心できる居場所や食事を提供する活動
- ・地元の飲食店と連携した、ひとり親家庭等へのお弁当の配食
- ・困難を抱えた家庭への食料品、生活必需品の提供
- ・孤独な子育てを防止するための相談、見守りなどの支援活動
- ・フードバンクの拠点整備（食材を保存するための備品等）
- ・オンラインを活用した子どもや家族の相談支援、学習支援、居場所活動
- ・衛生環境に配慮して行われる子ども食堂など居場所活動の開催
- ・虐待やドメスティックバイオレンスなどの被害を受けている方が一時的に避難をする緊急避難先（シェルター）の提供・整備、その後の居住・生活支援
- ・コロナ禍での支援活動を円滑に行うための研修会開催 など

(2) 困りごとを抱える家庭の子どもとその家族を支援することを目的に展開している活動で、その目的に対して活動の効果や緊急性があること、その活動に伴う経費の必要性があることが、応募書から読み取れるものを優先して採択します。

5 対象となる経費

(1) 助成決定した活動の実施のために必要な経費を対象とします。

【対象となる経費の例】

- ・食材費、弁当代
- ・感染防止のための消耗品の購入費用
- ・活動に使用した会場の賃借料
- ・食品や弁当等の配送費
- ・オンライン環境を整備するための備品（WEBカメラ、パソコン、イヤホン、マイク等）
- ・活動の周知のためのチラシ印刷代、インク代
- ・シェルターでの生活環境整備を目的とした備品の購入
- ・食材を保存するための備品
- ・ボランティア行事用保険料 など

(2) 令和3年4月1日（木）から令和3年9月30日（木）までに実施される活動に係る経費を対象とします。

(3) 領収書のある経費が対象経費となります。

6 対象外経費

以下の経費はすべて対象外とします。

- ・ボランティアへの謝金
- ・ボランティアの活動保険料
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充てられている費用
- ・人件費
- ・助成対象活動期間外に支出した費用

7 助成額

- (1) 助成総額：600万円
- (2) 助成上限：1 団体あたり30万円（助成件数の目安 20件程度）

8 応募方法及び助成決定等

- (1) 「助成申請書」に必要事項を記入の上、申込期限までに福島県共同募金会へ添付書類と共に提出してください。

- (2) 申請期限：令和3年2月9日（火） ※必着

- (3) 必要書類

以下をすべてご提出ください。

- ・助成申請書
- ・会則（運営要綱、規約、定款等）
- ・役員名簿または会員名簿
- ・直近年度の事業報告書（※）
- ・直近年度の決算書（※）
- ・直近年度の事業計画書
- ・直近年度の予算書
- ・通帳の口座番号および名義が記載されているページの写し
- ・活動の内容がわかる資料（パンフレット、チラシ、会報、機関紙等）

※設立して初年度の団体については、「直近年度の事業報告書」「直近年度の決算書」がなくてもご応募いただけます。

- (4) 助成決定は、本会ホームページで公表の上、応募団体宛てに通知を郵送します。

- (5) 助成決定の後、すみやかに助成金を送金します。

- (6) 助成決定団体は、活動終了後、1ヵ月以内に「事業完了報告書」および領収書のコピーを福島県共同募金会あて提出いただきます。

9 助成決定後について（成果の発信）

本助成は、「赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン」へお寄せいただいた寄付金によって行われるもので、本会は寄付者に助成事業の進捗状況や結果を随時報告することが求められます。そのため、助成決定後は本助成による活動状況や成果をホームページ、SNS等により発信してください。また、本助成事業により購入した備品、作製する印刷物等には本助成事業であることを明示してください。

10 スケジュール

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 令和3年2月9日（火） | 助成申請締切 ※必着 |
| 令和3年3月上旬 | 審査、助成団体決定、結果送付 助成金送金 |
| 令和3年4月1日（木） ～9月30日（木） | 助成事業実施 |
| 令和3年9月30日（木） | 助成を受けた活動期間終了 |
| 令和3年10月29日（金） | 助成を受けた活動に係る報告完了期限 |

11 その他

- (1) 必要に応じて、活動の実施状況等について調査を行うことがあります。
- (2) 当初の活動予定と大幅な変更がある場合、経費が十分執行されていないなど、助成金が助成趣旨に沿って活用されていないと判断できる場合、助成金額の変更・助成金の返還を求める場合があります。
- (3) 活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。

【お問い合わせ先】 社会福祉法人 福島県共同募金会



〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地 （県総合社会福祉センター内）

TEL 024-522-0822（平日 8:30～17:00） FAX 024-528-1234

○メールアドレス akaihane@axel.ocn.ne.jp

○ホームページ <https://www.akaihane-fukushima.or.jp/>